

別紙様式第15号の2（第137条の5第1項関係）

20 cm 以上	← 29.7cm以上 →
	外国銀行代理業務
	(外国銀行代理金庫の名称)
	(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)

（記載上の注意）

「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第54条の2第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。